

福岡県個人情報保護審議会（第8期第6回）次第

日 時 平成20年2月14日（木）10:00～12:00

場 所 県庁10階北棟特9会議室

次 第

- 1 開会のあいさつ
- 2 インターネットのホームページによる屋外広告業者登録情報提供事務
について（諮問・答申）
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（報告）
- 4 個人情報保護制度の周知等について（報告）
- 5 その他

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 木村俊夫

福岡県個人情報保護条例第 6 条の規定に係る電子計算組織の結合による

平成 19 年 12 月 27 日 19 公街第 1372 号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

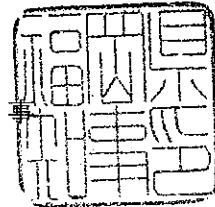
記

事務の名称	インターネットのホームページによる屋外広告業者登録情報提供事務
所管課名	公園街路課
事務の目的	広告主などの第三者が、屋外広告物の表示又は設置を依頼する際、依頼する業者が登録業者であるか容易に確認することを可能とし、無登録業者の営業活動の防止及び違反業者の排除を図る。
識別される個人の類型	福岡県屋外広告物条例（平成 14 年福岡県条例第 35 号）第 24 条の規定に基づき、福岡県知事の登録を受けた屋外広告業者である個人事業者
提供する個人情報の種類	(1) 登録番号 (2) 初回登録年月日 (3) 登録有効期限 (4) 商号、名称又は氏名 (5) 法人・個人の別 (6) 所在地（法人の主たる事務所又は個人の事業所） (7) 県内で営業する営業所の名称・所在地
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	条例の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、インターネットのホームページにより県民等（インターネット利用者）に対して提供するものとする。 (1) ホームページによる個人情報の提供が事務事業の目的達成のため、

19公街第1372号
平成19年12月27日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県知事



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による
個人情報の提供について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第51条第2項第1号の規
定に基づき、下記について貴会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

インターネットのホームページによる屋外広告業者登録情報提供事務

2 事務の目的

広告主などの第三者が、屋外広告物の表示又は設置を依頼する際、依頼する業者が
登録業者であるか容易に確認することを可能とし、無登録業者の営業活動の防止及び
違反業者の排除を図る。

3 識別される個人の類型

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第24条の規定に基づき、
福岡県知事の登録を受けた屋外広告業者である個人事業者

4 提供する個人情報の種類

- (1) 登録番号
- (2) 初回登録年月日
- (3) 登録有効期限
- (4) 商号、名称又は氏名
- (5) 法人・個人の別
- (6) 所在地（法人の主たる事務所又は個人の事業所）
- (7) 県内で営業する営業所の名称、所在地

5 提供の相手方

県民等（インターネット利用者）



インターネットのホームページによる屋外広告物業者登録情報の提供事務

1 屋外広告業の登録制度

平成16年の屋外広告物法の一部改正により、屋外広告業を営もうとする者は、各都道府県（指定都市又は中核市）の条例で定めるところにより登録を受けなければならないこととなり、従来の届出制度から登録制度に改められた。

本県では、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35条）の一部改正により、福岡県の区域（福岡市、北九州市を除く。）内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければ営業することができないこととし、平成18年7月1日から登録制度を実施している。

2 登録業者の閲覧制度

屋外広告業の登録を行った「屋外広告業者登録簿」は、条例第24条の3の規定により公衆の閲覧に供し、閲覧に供する場所は建築都市部公園街路課としている。

3 ホームページ掲載の理由

県のホームページに屋外広告業者の登録情報を掲載することにより、広告主などの第三者が広告物の表示又は設置を依頼する際、依頼する業者が適正な登録業者である

かどうかを時間的・場所的な制約を超えて容易に知ることを可能とし、もって無登録業者の営業活動の抑制や排除、適正な広告物の表示、良好な景観の形成を図るものである。

4 ホームページに掲載される個人情報

県のホームページに掲載される情報は、登録を行った屋外広告業者の「登録番号」、「初回登録年月日」、「登録有効期限」、「商号、名称又は氏名」、「法人・個人の別」、「所在地（法人の主たる事務所又は個人の事業所）」、「県内で営業する営業所の名称、所在地」の7項目であり、本来個人情報の掲載を目的とするものではないが、屋外広告業者が個人事業者である場合、結果として個人情報が掲載されることとなるものである。

5 ホームページに掲載される個人情報の取扱い

個人情報のホームページ掲載については、次の事項に配慮した取扱いを行う。

- (1) ホームページによる個人情報の提供が事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。
- (2) ホームページによる個人情報の提供について、住民の福祉の向上、住民負担の軽減になる等、公益上の必要が認められること。
- (3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

- (4) ホームページによる個人情報の提供について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5に規定する送信可能化を行う職員が限定されていること。
- (5) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。
- (6) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。

6 その他参考事項

- (1) 閲覧に供している情報とホームページに掲載する情報との差異について
ホームページには、屋外広告業者の登録の有無を確認する上で必要となる情報のみ掲載する。

	項目	閲覧可能情報	HP掲載情報
①	登録番号	○	○
②	登録年度	○	×
③	初回登録年月日	○	○
④	登録有効期限	○	○
⑤	商号、名称又は氏名	○	○
⑥	代表者氏名	○	×
⑦	法人・個人の別	○	○
⑧	郵便番号	○	×
⑨	住所（法人の場合主たる事務所の所在地）	○	×
⑩	所在地（法人の主たる事務所又は個人の事業所）		○
⑪	県内で営業する営業所の名称、所在地	○	○
⑫	業務主任者の氏名	○	×
⑬	役員の氏名（法人の場合）	○	×
⑭	法定代理人（氏名、住所）	○	×
⑮	備考	○	×

- (2) 他県の状況について

全国の約半数の都道府県において、ホームページへの掲載が行われている。（予定を含む。）

九州では、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の4県においてホームページへの掲載が行われている。

第8期第6回福岡県個人情報保護審議会全体会

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

1. 福岡県における本人確認情報の利用状況及び指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況について
 - (1) 福岡県における本人確認情報の利用状況（資料1-1）
 - (2) 指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況（資料1-2）

2. 訴訟の状況について（資料2）

個人情報保護制度の周知等について（報告）

1 個人情報保護法に関する説明会のアンケート結果等について

(1) 日時及び場所

日時 平成19年11月13日（火）14:00～16:00

場所 エルガーラホール（大ホール）

福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラホール 8階

(2) 参加者数

学校関係者	124名（29%）
地方公共団体職員	101名（24%）
民生委員・児童委員	91名（22%）
自治関係者	52名（12%）
その他	53名（13%）
合計	421名

(3) 説明内容（配付資料 別添）

①内閣府

標 題 「上手に使おう！個人情報」

説明者 内閣府個人情報保護推進室政策企画専門職 みやした ひろし 宮下 紘

②国民生活センター

標 題 「個人情報に関する相談事例を踏まえたアドバイス」

説明者 国民生活センター相談調査部調査役 すずきもとよ 鈴木基代

(4) 質疑応答

質疑応答の主な内容は「別紙1」のとおり。

(5) アンケート結果

アンケート結果は「別紙2」のとおり。

2 出前講座等の実施状況について

(1) 出前講座の概要

県政の施策や事業などについて県民に理解を深めてもらうとともに、県民の県政についてより詳しく知りたいという要請に応えるために平成15年7月から実施されているもので、県職員が県内各地に出向いて説明を行うもの。

平成18年度は、124テーマが用意されており、開催の実績は開催件数83件、受講者数は3,409人であった。

(2) 個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度に係る講座の実施状況は「別紙3」のとおり。

3 個人情報の保護と利用に関するQ&A

(1) Q&Aの概要

個人情報の取扱いについての理解を深めてもらうため、平成19年3月に個人情報保護のパンフレットを作成しているが、紙面の都合で紹介できなかった事例も多くあったため、個人情報の取扱いに関して参考になりそうな事例を国のQ&Aなどから選び、整理した「個人情報の保護と利用に関する住民・事業者向けのQ&A」を作成し、本年1月にホームページに掲載した。

(2) 内容

「個人情報の保護と利用に関する住民・事業者向けのQ&A」は、「別紙4」のとおり。